**社会保険等加入対策に関する誓約書**

下記１の整備工事請負契約（以下「本契約」という。）の締結に当たり、社会保険関係法令の遵守を徹底するため、下記２のとおり誓約する。

記

１　工事名

　 漁業調査船「たじま」第４回中間検査修繕整備工事

２　誓約事項

　（１）次に掲げる届出の義務を履行していない業者（当該届出の義務がない者を除く。）を下請負人（二次以下の下請負人を含む。以下同じ。）としないこと。

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

（２）前号の誓約事項に違反したとき（当該保険未加入業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると発注者に認められたときを除く。）に発注者が行う本契約の解除、違約金の請求、違約罰の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

　　　令和 年 月 日

（発注者）

契約担当者

兵庫県立農林水産技術総合センター所長　菅村　哲也　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（受注者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者(職氏名)

電　　　話　　（　　　　　）　　　　―

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電子メール